







#### ④ 成長戦略

本投資法人は、中長期的な安定成長を実現するため、本投資口の東京証券取引所への上場後も、競争力の高い資産を取得し資産規模の拡大（外部成長）を図るとともに、運用資産の競争力を最大限に引き出す運営・管理により資産価値の維持・向上（内部成長）を目指します。

かかる外部成長及び内部成長の両側面における成長戦略を実現するため、本投資法人は、本資産運用会社の独自のノウハウとネットワークを用いることに加えて、包括的なサポート体制を通じた東急不動産ホールディングスグループのバリューチェーンを最大限活用する方針です。

##### (ア) 外部成長

本投資法人は、都市型商業施設及び東京オフィスへの重点投資を中心にその資産の運用を行い、その中でも個別物件の立地や建物仕様、テナント特性等を見極めた投資を行うことで、ポートフォリオの質の維持・向上を図りつつ、資産規模の拡大を目指します。

###### a. 東急不動産及び東急不動産ホールディングスグループ4社とのサポート契約に基づく外部成長戦略

本資産運用会社は、本投資法人に関するスポンサーである東急不動産との間でスポンサーサポート契約を締結し、また、サポート提供会社との間でそれぞれサポート契約を締結しています。かかるスポンサーサポート契約及び各サポート契約は、東急不動産及びサポート提供会社毎にその強みを精査し、本投資法人の成長に最大限寄与する枠組みとして組成したものです。

かかるスポンサーサポート契約及び各サポート契約を通じた外部成長戦略の詳細については、後記「(エ) 東急不動産ホールディングスグループの包括的なサポート体制／a. 本投資法人の不動産の取得（外部成長）及び成長戦略に資するサポート体制」をご参照ください。

###### b. 本資産運用会社独自の情報収集に基づく外部成長戦略

本資産運用会社は、本投資法人に係る資産運用業務を、東急不動産ホールディングスグループにおいて商業施設及びオフィスビルの開発・運営・管理等を長年にわたり経験したメンバーを中心に行っていきます。本資産運用会社は、東急不動産ホールディングスグループからの情報提供に基づく資産取得による外部成長のみならず、かかるメンバーが東急不動産ホールディングスグループでの開発・運営等で培った、資産取得に関する独自のノウハウと情報収集ネットワークを活用して本投資法人の外部成長を目指します。

また、中長期的には本資産運用会社独自の不動産情報ルートのさらなる拡大を図り、資産取得のタイミングを機動的に捉え、競争力の高い資産の取得に努めます。

##### (イ) 内部成長

###### a. 東急不動産ホールディングスグループのバリューチェーンを活用した内部成長戦略

東急不動産ホールディングスグループには、不動産等の運営・管理を中核事業とする企業や、消費者に対し小売業、サービス業等を提供するB to C事業を主要ビジネスラインとする企業が含まれます。これら東急不動産ホールディングスグループに属する各社は、運用資産の競争力を最大限に引き出す運営・管理を行う内部成長のノウハウを持ち、あるいは、消費者と対面で事業を行うことによる消費者ニーズの把握やサービス業等各業界の動向に関する情報を有しております、本投資法人は、東急不動産及びサポート提供会社による継続的なサポートを通じて、本投資法人の資産価値の維持・向上を図る方針です。なお、保有資産のPM業務については、東急不動産、東急不動産SCマネジメント又は東急コミュニティーからのリーシングサポートを受けています。

かかるスポンサーサポート契約及び各サポート契約を通じた内部成長戦略については、後記「(エ) 東急不動産ホールディングスグループの包括的なサポート体制／b. 本投資法人の運用資産の収益向上（内部成長）及び運用ノウハウ構築と改善に資するサポート体制」をご参照ください。



## b. 東急不動産ホールディングスグループの概要

以下は、公表資料に基づく東急不動産ホールディングスグループの概要です。

### (i) 東急不動産ホールディングスグループの概要及び「GROUP VISION2030」（2021年5月11日公表）

本投資法人のスポンサーである東急不動産を中心核子会社とする東急不動産ホールディングスグループは、2023年3月31日時点で、東急不動産ホールディングス株式会社（以下「東急不動産ホールディングス」といいます。）、東急不動産とその他子会社190社及び関連会社83社で構成され、不動産の開発・運営・管理等の総合不動産デベロッパー事業を営んでいます。2023年3月期の連結営業収益は10,058億円、同期末時点の連結総資産は27,384億円の規模を誇り、大手総合不動産会社の一角を占めています。なお、2013年10月1日付で、東急不動産グループは、東急不動産ホールディングスを親会社とする企業グループとなりました。

東急不動産ホールディングスグループでは、2021年5月11日に公表した「GROUP VISION2030」において、事業方針として「関与アセット（注）拡大モデルの進化」を掲げております。この中でREIT事業は重要な位置付けとなるものであり、東急不動産ホールディングスグループとして引き続きREITの外部成長・内部成長をサポートするとともに、知的資産の活用や外部パートナーとの共創により、事業機会の拡大・創出を推進することとしています。

（注） 関与アセットとは、自社保有資産及びREIT・ファンド等の運用資産並びに管理事業及び仲介事業等において関与する資産を意味します。

### (ii) 東急不動産及び東急不動産ホールディングスグループによる運営・管理の実績

#### (a) 機動的なリーシング及びテナントとのリレーション構築

東急不動産は、多様な開発・運営を通じて構築した情報ネットワークを活用して、新規開発物件や稼働物件の機動的なリーシングに取り組み、安定した稼働を実現しています。また、商業施設の運営・管理に特化した東急不動産SCマネジメントは、商業施設における現地の常駐管理体制等を通じて、テナントとの強固なリレーションを構築しております。近年では東急不動産ホールディングスグループ以外からの商業施設運営業務も含め、三大都市圏を中心とした商業施設の運営を行っています。

#### (b) 効果的なリニューアルの実施による競争力の維持

社会環境や消費者ニーズの変化に対応するため、東急不動産ホールディングスグループは積極的に保有不動産のリニューアルに取り組み、施設の競争力維持を図ってきました。本投資法人が保有する「東急プラザ表参道原宿」は、テナント契約満了時には積極的にテナント入替を図っています。最近の改装では、来館者の利便性向上を目的として施設内の案内サイネージを更新する等、継続的な施設のリニューアルにより話題性を維持し、より競争力のある商業施設の運営を目指しています。同様に本投資法人が保有する「A-FLAG札幌」では、外壁改修や客室窓改修工事等を計画的に実施し、戦略的なバリューアップ及び競争力の強化を図っています。

#### (c) 東急不動産ホールディングスグループ内のB to C事業との有機的な連携

東急不動産ホールディングスグループは、不動産等の開発・運営だけではなく、店舗展開を行い直接エンドユーザーと触れ合うフィットネスクラブ運営の東急スポーツオアシス等の企業も擁し、有機的な連携を図っています。東急スポーツオアシスは、本投資法人が取得した「キューブラザ恵比寿」に、女性をメインターゲットとする新しい業態のフィットネスクラブを出店しています。

(d) 施設競争力を維持する建物管理

東急コミュニティーは、商業施設、オフィスビルはもちろん、公共施設の他、再開発物件等の大型複合施設の運営・管理にも取り組んでいます。これらの多様な運営・管理の受託実績を活かし、自らが貸主となる賃貸業にも取り組み、資産価値の維持・向上を目指した建物管理を実践しています。

(エ) 東急不動産ホールディングスグループの包括的なサポート体制

本投資法人は、包括的なサポート体制を通じて、前記「(ウ) 東急不動産ホールディングスグループのバリューチェーン」に記載のとおり、東急不動産ホールディングスグループの有する不動産に係るバリューチェーンを活用します。そのため、本資産運用会社は、本投資法人に関して、東急不動産との間でスポンサーサポート契約を締結しており、また、サポート提供会社との間で各サポート契約を締結しています。

以下は、東急不動産との間で締結したスポンサーサポート契約及びサポート提供会社との間で締結した各サポート契約における各種サポート及び各サポート契約の概要です<sup>(注1)</sup>。

(注1) スポンサーサポート契約及び各サポート契約の有効期間は、それぞれの契約書が効力を生じた日（2017年4月1日）。

以下同じです。）から3年間とされ、本投資法人若しくはその契約当事者のいずれかが解散した場合、本資産運用会社が金融商品取引業者でなくなった場合又は本資産運用会社が本投資法人の資産運用会社ではなくなりました場合、当該有効期間にかかるわらず、何らの通知を要することなくその時点において契約は終了するものとされています。但し、有効期間満了日の3か月前までに、スポンサーサポート契約及び各サポート契約の当事者が他の当事者に対してスポンサーサポート契約及び各サポート契約を更新しない旨を書面により通知しない限り、さらに3年間、同一の条件下で自動更新されるものとし、以後も同様とされています。

a. 本投資法人の不動産の取得（外部成長）及び成長戦略に資するサポート体制

(i) 保有不動産等の売却情報提供（対象会社：東急不動産、東急リバブル株式会社（以下「東急リバブル」といいます。）、東急コミュニティー）

東急不動産ホールディングスグループに属する上記対象会社が所有する不動産等の売却情報の取得機会拡大を目的として、東急不動産及び対象となるサポート提供会社は、適格不動産<sup>(注)</sup>を売却しようとする場合、原則、本資産運用会社に対し、遅くとも本資産運用会社以外の第三者に対して情報提供する時点までに適格不動産に係る情報提供を行います。

(注) 「適格不動産」とは、本投資法人の投資基準（「運用ガイドライン」に定める投資基準をいいます。）に適合すると合理的に想定される不動産等を指します。以下同じです。

(ii) 第三者不動産等の売却情報提供（対象会社：東急不動産、東急リバブル、東急コミュニティー）

東急不動産ホールディングスグループ以外が保有する不動産等の売却情報の取得機会拡大を目的として、東急不動産及び対象となるサポート提供会社は、第三者が売却を予定する不動産等に係る情報を入手した場合、当該不動産等が適格不動産に該当し、かつ本投資法人への売却が適当な不動産等であると合理的に判断されるときは、原則として、本資産運用会社に対し、かかる情報を速やかに通知するよう努めます。

(iii) 関与不動産等の売却情報提供（対象会社：東急コミュニティー、東急スポーツオアシス、東急リゾーツ&ステイ株式会社（以下「東急リゾーツ&ステイ」といいます。））

東急不動産ホールディングスグループに属する上記対象会社がテナント等として出店、出店検討、又は、その運営管理等で関与する適格不動産の売却情報を入手した場合、対象となるサポート提供会社は、原則、本資産運用会社に対し、速やかにかかる情報を通知するよう努めます。

(iv) ウェアハウジング等の協力（対象会社：東急不動産）

運用資産の機動的な取得を目的として、本投資法人が本資産運用会社を通じて東急不動産に対し、本投資法人への譲渡を前提として一時的に不動産等を保有すること（以下「ウェアハウジング業務」といいます。）の申入れを行った場合、東急不動産は当該ウェアハウジング業務を受託すべく最大限の努力を実施します。本投資法人が東急不動産以外の第三者から不動産等の取得を検討する場合において、本投資法人が、その資金調達その他の理由から、本投資法人が自ら買主となって当該不動産等を取得する手法ではなく、一旦、特別目的会社等（新設であるか否かを問わず、また、本投資法人が出資する特別目的会社等であるか否かを問いません。）をして当該不動産等を取得させ、本投資法人において資金調達その他の問題が解決された時点において本投資法人が当該特別目的会社等から当該不動産等を取得する手法による取引を検討する場合、東急不動産は、当該特別目的会社等への出資について真摯に検討します。

b. 本投資法人の運用資産の収益向上（内部成長）及び運用ノウハウ構築と改善に資するサポート体制

(i) テナント出店検討（対象会社：東急スポーツオアシス、東急リゾーツ＆ステイ）

運用資産の稼働の安定化と集客力の向上を目的に、本投資法人が保有し又は取得を検討する不動産等につき、本投資法人又は本資産運用会社が対象となるサポート提供会社に出店検討の申入れを行った場合、各社は当該不動産等への出店につき真摯に検討します。

(ii) バックアップPM（対象会社：東急コミュニティー）

本投資法人の運用資産に係るPM業務を受託する東急不動産ホールディングスグループ以外のPM会社につき、不測の事態等により、当該PM業務の受託継続が困難と判断され、本投資法人又は本資産運用会社が申入れた場合、東急コミュニティーは、当該PM業務の継続性の確保による運用資産の安定性維持を目的として、かかるPM業務の承継（以下「バックアップPM」といいます。）を速やかに受託すべく最大限の努力を実施します。

c. その他のサポート体制

(i) アドバイザリー（対象会社：東急不動産）

本資産運用会社が、東急不動産のノウハウの提供を受けることを目的に、東急不動産は以下の業務を隨時、本資産運用会社から受託することができます。

- ・不動産等のデューディリジェンスを含む本投資法人による不動産等の取得の補助業務・助言業務
- ・本投資法人が既に保有し、又は取得を検討している不動産等の管理、賃貸、リニューアル、開発等に係る補助業務及び助言業務等

(ii) 情報交換/提供（対象会社：東急不動産、東急リバブル、東急スポーツオアシス、東急リゾーツ＆ステイ、東急コミュニティー）

不動産に関するマーケット情報の充実を目的に、原則、東急不動産及び対象となるサポート提供会社は本資産運用会社へ以下に関する情報提供を行い、本資産運用会社は、かかる情報提供を受け、意見及び情報を交換します。

- ・不動産等の売買、開発に関するマーケット情報
- ・不動産等の賃貸マーケットに係る事項
- ・その他上記に関連する事項

(iii) 人材・ノウハウ提供（対象会社：東急不動産）

資産運用業務の遂行に必要な不動産運営管理・不動産取得の知識及びノウハウ等を本資産運用会社が可能な限り活用することを目的に、本資産運用会社において必要とされる人材の確保につき、東急不動産は合理的な範囲での協力を行います。

d. 東急不動産とのスポンサーサポート契約、サポート提供会社との一連のサポート契約

本資産運用会社は、本投資法人に関して、本資産運用会社に100%出資を行っている東急不動産との間で、スポンサーサポート契約を締結し、また、サポート提供会社との間で、各サポート契約を締結しています。スポンサーサポート契約及び各サポート契約の概要は、以下のとおりです。

会社名・「契約名」 (主な事業内容)	スポンサーサポート契約／サポート契約の概要
東急不動産株式会社（スポンサー） 「スポンサーサポート契約」 (不動産賃貸・不動産販売・施設運営)	<p>1. 保有不動産等の売却情報提供サポート</p> <p>＜原則＞東急不動産が所有する不動産等のうち、適格不動産を売却しようとする場合、本資産運用会社に対し、当該適格不動産に係る情報（以下、本項目において「スポンサー物件情報」といいます。）を遅くとも本資産運用会社以外の第三者に対して情報提供する時点までに提供するとのサポート。</p> <p>なお、スポンサー物件情報により、本資産運用会社が本投資法人による当該適格不動産の取得を希望する場合、東急不動産は本資産運用会社と誠実に協議するよう努めるものとされています。</p> <p>＜例外＞但し、次に掲げる場合、スポンサー物件情報は提供されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東急不動産が当該適格不動産を取得した時点又は当該適格不動産の開発を開始した時点において、将来の売却先が決定していた場合又はその売却について第三者と協議が開始されていた場合</li> <li>・当該適格不動産に共有者、区分所有者又は共同事業者（出資者、融資者等を含みますが、これらに限られません。）が存在する場合であって、本投資法人への情報提供につきそのいずれかの者から同意が得られない場合</li> <li>・当該適格不動産の売却につき本投資法人以外の第三者が同意権又は優先交渉権を有し、かつ当該第三者が同意しない可能性又は優先交渉権行使する可能性が高いと合理的に判断される場合</li> <li>・合理的期間内の事業機会獲得のために必要な取引（等価交換事業、特定の資産購入のための相互売買、再開発事業を行うための売却及び区画整理事業等を含みますが、これらに限られません。）に関連する場合</li> <li>・東急不動産ホールディングスグループ各社間の取引の場合</li> </ul> <p>2. 第三者不動産等の売却情報提供サポート</p> <p>＜原則＞第三者が売却を予定する不動産等に係る情報を入手した場合、当該不動産等が適格不動産に該当し、かつ本投資法人への売却が適当な不動産等であると合理的に判断されるときは、本資産運用会社に対し、速やかにかかる情報（以下、本項目において「第三者物件情報」といいます。）を通知するよう努めるとのサポート。</p> <p>＜例外＞但し、次に掲げる場合、第三者物件情報は提供されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報提供が東急不動産の締結する他の契約に違背する場合</li> <li>・売主、共有者、区分所有者又は共同事業者の承諾を得られない場合又は承諾を得られないと合理的に判断される場合</li> <li>・売主が売却先を本投資法人以外の第三者に限定する旨の意向を有する場合又はその可能性が高いと合理的に判断される場合</li> <li>・本投資法人以外の第三者が当該不動産等の売却につき同意権又は優先交渉権を有し、かつ当該第三者が同意しない可能性又は優先交渉権行使する可能性が高いと合理的に判断される場合</li> <li>・上記の他、東急不動産における善管注意義務に照らし当該情報の提供が合理的に見て困難である場合</li> </ul> <p>3. ウェアハウジング等サポート</p> <p>本投資法人又は本資産運用会社が東急不動産に対し、ウェアハウジング業務の申入れを行った場合、東急不動産は当該ウェアハウジング業務を受託すべく最大限の努力を実施するとのサポート。また、本投資法人が東急不動産以外の第三者から不動産等の取得を検討する場合において、本投資法人が、その資金調達その他の理由から、本投資法人が自ら買主となって当該不動産等を取得する手法ではなく、一旦、特別目的会社等（新設であるか否かを問わず、また、本投資法人が出資する特別目的会社等であるか否かを問いません。）をして当該不動産等を取得させ、本投資法人において資金調達その他の問題が解決された時点において本投資法人が当該特別目的会社等から当該不動産等を取得する手法による取引を検討する場合、当該特別目的会社等への出資について真摯に検討するとのサポート。</p>











## ⑤ 投資主価値を最大化するためのガバナンス体制

本投資法人は、東急不動産ホールディングスグループのバリューチェーンを活用する一方、利害関係者との取引における利益相反対策、投資主と東急不動産との利益の共同化手法や1口当たり分配金に連動する運用報酬を含む運用報酬体系を講じて、本投資法人の投資主価値の最大化に向けたガバナンス体制の整備・充実を図ります。

### (ア) 利益相反対策等の投資主の利益保護を目的とした資産取得に際する第三者性確保

資産の取得等に際しては、本資産運用会社の投資委員会における決議が必要とされ、かつ、利害関係者取引の場合やコンプライアンス部長が必要と判断した場合はコンプライアンス委員会における承認が必要となります。本資産運用会社は、資産の取得等について決議する場合、投資委員会においては、原則として、議決権を有する出席委員の全会一致による決議が必要とされ、また、コンプライアンス委員会においては、出席した委員の中、少なくともコンプライアンス部長及び全ての外部専門家を含む3分の2以上の委員の賛成が必要とされています。本投資法人は利害関係者取引における利益相反対策を含め、投資主の利益保護の観点から適切な価格・条件での資産取得を行えるよう体制を構築しています。利害関係人等との取引制限については後記「第二部 投資法人の詳細情報／第3 管理及び運営／2 利害関係人との取引制限」をご参照ください。

### (イ) 投資主の利益と東急不動産の利益との共同化手法

本投資法人は、投資主の利益と東急不動産の利益とを一致させ、本投資法人と東急不動産が協同して事業を行う体制を築き、本投資法人及び東急不動産の相互の利益向上を図るため、東急不動産に対し、同社が本資産運用会社の親会社である限り、東急不動産が本投資法人への出資を一定期間維持し、将来の投資口の追加発行の際は一部購入を真摯に検討すること、及び、本投資法人の取得する物件の一部については、共有を真摯に検討することについて以下の合意をしています。

#### a. 東急不動産による本投資法人への出資

東急不動産は、2023年11月30日現在において、同日付の本投資法人の発行済投資口の総口数の11.06%（89,365口）を保有しています。

東急不動産は、本投資法人に関するスポンサーサポート契約において、本投資法人がその投資口を追加でさらに発行する場合には、当該追加発行投資口の一部を購入することを真摯に検討する意向があることを、本資産運用会社に対して表明しています（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）に違反しないことを前提とします。）。

#### b. 一部物件のスポンサーとの共有について

保有資産である「東急プラザ表参道原宿」について、本投資法人は東急不動産が優先出資する特定目的会社から「東急プラザ表参道原宿」の75%の信託受益権の準共有持分を取得し、「東急プラザ表参道原宿」の残りの25%の信託受益権の準共有持分は引き続き東急不動産の優先出資する特定目的会社が保有しています。また、同様に「デックス東京ビーチ」及び「キュープラザ原宿」についても、本投資法人はそれぞれ物件の49%及び60%の信託受益権の準共有持分を取得し、それぞれ残りの51%及び40%の信託受益権の準共有持分は引き続き東急不動産が保有しています。今後も、本投資法人が物件を取得する際には、規模や個別特性を勘案し、必要に応じて東急不動産との共有も含めて検討していく方針です。物件を共有することによって、個別物件における東急不動産との利害関係を一致させた運営が可能になると考えています。







## (8) フォワード・コミットメントに関する方針

フォワード・コミットメント（先日付での売買契約であって、契約締結日から1ヶ月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているもの及びその他これに類する契約をいいます。以下同じです。）を行う場合には、以下の点に留意することとします。

- ・契約不履行に関する解約違約金の水準、ポートフォリオ全体の収支及び配当水準等に与える影響等（東京証券取引所の定める上場廃止基準を含みます。）
- ・売買契約締結から物件引渡しまでの期間、当該期間中における金融環境及び不動産市場等の変動リスクの可能性、決済資金の調達方法等

## (9) ポートフォリオ運営・管理方針

### (ア) 基本方針

本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産価値の維持・向上及びテナント満足度を高めることを目指し、以下の方法に基づき、賃貸収入や稼働率の維持・向上、適切な管理・修繕の実施、管理コストの適正化・効率化に努めます。

### (イ) 運用計画の策定

本資産運用会社は、その社内規程である「運用資産管理規程」等に基づき、本投資法人の運用資産の運用に係る資産運用計画書（以下「資産運用計画書」といいます。）を策定し、資産運用計画書に沿った運営・管理を行います。資産運用計画書は、運用資産の運用に関する具体的な実行計画を規定するものであり、運用資産毎の収支計画を踏まえて、ポートフォリオ全体及び本投資法人全体の収支計画等より構成され、コンプライアンス部長の承認後、コンプライアンス部長が必要と判断した場合は、コンプライアンス委員会にて審議及び決議を行った後、投資委員会にて審議及び決議し、アクティビア運用本部長が決裁を行うことにより決定されます。

なお、上記資産運用計画書の策定にあたっては、原則としてPM会社の協力により運用資産毎の詳細を検討します。

資産運用計画書は、原則として本投資法人の決算期毎に見直し、また、それ以外の場合でも必要に応じて、その都度見直すこととしています。

### (ウ) PM会社の選定方針、モニタリング

PM会社の選定に当たっては、不動産運営・管理の経験や能力、対象となる運用資産における実績、運用計画に沿った業務遂行の実現性、コスト水準、運用の継続性等を総合的に勘案し、本投資法人の総合的な収益向上に寄与する会社を選定します。

本投資法人は上記方針をより高いレベルで実現するため、また、運営能力の観点から、原則として商業施設については東急不動産又は東急不動産SCマネジメント、オフィスビルについては東急不動産又は東急コミュニケーションズに対してPM業務を委託することとしています。

なお、上記業務委託にあたり、「利害関係者取引規程」及び「外部委託・評価基準」に基づき、業務水準や報酬額等についての評価を定期的に行い、適正な業務遂行及び報酬レベルが維持できない場合は、契約の解除を行うこと又は契約の更新を行わないことを検討します。

### (エ) リーシング方針

マーケット動向を調査・把握し、個別物件における適正な賃貸条件等の検討を行うとともに、PM会社を最大限活用し、優良テナントの選定に努めます。

テナントとの賃貸借契約に際しては、本資産運用会社が信用度及び反社会的勢力との関係をチェックし、賃料水準、賃貸借契約形態、期間及び再契約の可能性等を総合的に判断するものとします。

#### (才) 修繕計画及び資本的支出に関する方針

中長期的な運用資産の収益の維持及び向上を図ることを目的として、運用資産の状況及び特性、テナントニーズ等を考慮した個別物件毎の修繕計画をPM会社と協議のうえ策定し、必要な修繕・資本的支出を行うものとします。

修繕及び設備投資は、原則としてポートフォリオ全体の減価償却費も勘案して判断するものとします。但し、テナントの満足度向上に向けた政策上の観点から必要なものについては早期に実施するものとします。

#### (カ) 付保方針

火災・事故等に起因する建物への損害や、第三者からの損害賠償請求等のリスクに対処するため、必要な火災保険及び損害賠償保険等を運用資産に付保します。

地震保険の付保は、個別PML値が15%を超える場合において、地震の発生時に予想される個別物件及びポートフォリオ全体に対する影響並びに保険の実効性を勘案して総合的に判断します。

### ⑩ 売却方針

本投資法人は、中長期にわたって運用資産を保有し、安定収益を確保することを基本方針としているため、運用資産の短期的な売却を原則として行わないものとします。但し、不動産マーケットの状況及びその分析等から勘案して最適なポートフォリオの維持のために必要であると判断する場合には、運用資産の短期的な売却を検討することがあります。

売却に当たっては、不動産鑑定評価等の第三者意見を参考としつつ、マーケット調査、類似の取引事例、当該運用資産の将来にわたる収益性等を勘案した上で、ポートフォリオ全体が受ける影響等も考慮に入れて総合的に判断するものとします。

### ⑪ 財務方針

#### (ア) エクイティ・ファイナンス

資産の取得、工事金の支払、敷金・保証金の返済、本投資法人の運営に係る費用の支払又は債務の返済等を目的として、投資口の追加発行を行うことができます。投資口の追加発行は、長期的かつ安定的な成長を目指し、投資口の希薄化（新投資口の発行による投資口1口当たりの議決権割合の低下及び投資口1口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮しつつ機動的に行います。

#### (イ) デット・ファイナンス

運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下本⑪において同じです。）の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを目的として、資金を借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）又は投資法人債を発行することができます。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとします。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15に規定する機関投資家に限ります。）からの借入れに限るものとします。また、本投資法人の借入金及び投資法人債発行の限度額はそれぞれ1兆円とし、かつ、その合計額が1兆円を超えないものとします。なお、本投資法人は、原則として無担保無保証での資金調達を行うものの、資金の借入れ及び投資法人債の発行において、運用資産を担保として提供することができます。また、安定的なバンクフォーメーションを構築し、金融機関と良好な関係を維持します。

(ウ) LTV

LTV（本投資法人の保有する資産総額に対する、投資法人債を含む借入金残高の割合）の水準は、資金余力の確保に留意し、原則として60%を上限とします。但し、新たな資産の取得等に伴い、一時的に60%を超えることがあります。

(エ) デリバティブ取引

借入れ及びその他の本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクのヘッジを主たる目的として、経済状況及び金利の動向を考慮し、デリバティブ取引に係る権利への投資を行うことがあります。

(オ) キャッシュマネジメント

テナントから預かった敷金・保証金を資金として活用することができます。

また、諸々の資金ニーズ（修繕及び資本的支出、分配金の支払、小口債務の返済、本投資法人の運営に関わる運転資金、敷金等の返還、又は不動産関連資産の新規購入等）に対応するため、融資枠等の設定状況も勘案した上で、妥当と考えられる金額を現預金として保有するものとします。

⑫ 情報開示方針

(ア) 本投資法人は、投資主に対し透明性を確保し、投資主の投資判断に必要な情報を適時かつ適切に開示するものとします。また、情報の透明性及び解りやすさに配慮し、法定開示以外の情報開示についても、投資主のニーズに応えるべく自ら内容を検討し、適時かつ適切な情報の開示に努める方針とします。

(イ) 投資主に公平な情報取得機会を提供できるよう、正確かつ有用な情報を集約できる体制を構築し、速やかに開示できるように努めます。

(ウ) 専門的な見解を積極的に取り入れ、より一層、開示情報の正確さを追求します。

(エ) 投信法、金融商品取引法、東京証券取引所、一般社団法人投資信託協会等にて定められている開示情報は、各々の所定様式に基づき適切に開示を行うものとします。